

# 観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014

## －「訪日外国人2000万人時代」に向けて－

平成26年6月17日  
観光立国推進閣僚会議

観光は、急速な成長を遂げるアジアをはじめとする世界の需要を取り込むことによって、日本の力強い経済を取り戻すための柱である。加えて、人口減少・少子高齢化が進展する中、国内外からの交流人口の拡大によって地域の活力を維持し、社会を発展させるとともに、諸外国との双方向の交流により、国際相互理解を深め、国際社会での日本の地位を確固たるものとするためにも、極めて重要な分野である。

昨年、内閣は、力強い日本経済を立て直すための成長戦略の柱として、世界に誇る魅力あふれる観光立国の実現に向けて強力に施策を推進すべく、観光立国推進閣僚会議を立ち上げた。

右会議において決定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」（平成25年6月）の実施に政府一丸、官民一体となって取り組んだ結果、昨年の訪日外国人旅行者数は約1036万人と、前年（2012年）の約836万人から大きく飛躍し、2003年のビジット・ジャパン事業開始以来の政府目標であった訪日外国人旅行者数年間1000万人を史上初めて達成することができた。

これにとどまることなく、観光立国推進閣僚会議は、本年1月、総理の指示を受け、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催という絶好の機会を捉え、これを追い風として、さらなる観光立国の推進を図るべく、2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指すこととした。

本アクション・プログラムは、訪日外国人旅行者数2000万人の高みという、これまでとは次元の異なる目標を達成するために必要となる施策を総動員すべく、観光立国推進ワーキングチームが、観光立国推進有識者会議のご意見を伺いながら議論を重ね、観光立国推進閣僚会議においてとりまとめたものである。

2020年に向けて、2000万人の高みを目指すためには、「2020年オリ

ンピック・パラリンピック東京大会」の開催という、またとない機会を活かし、世界の人々を惹きつけて、東京のみならず、全国津々浦々に開催効果を波及させるべく、オリンピック・パラリンピック大会開催後も地域が力強く発展していくためのレガシーを生み出しながら、世界に通用する魅力ある観光地域づくりを行うことが重要である。また、伝統的な観光業界の枠を越えた幅広い担い手を結集して、より科学的なマーケティングによって戦略的にインバウンド施策を展開するほか、訪日旅行の容易化の鍵となるビザ要件の緩和や、外国人旅行者の受入環境整備、外国人ビジネス客の取り込み等、目標達成に必要な環境を徹底的に整えることが必要である。

このため、

- ① 「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興
- ② インバウンドの飛躍的拡大に向けた取組
- ③ ビザ要件の緩和など訪日旅行の容易化
- ④ 世界に通用する魅力ある観光地域づくり
- ⑤ 外国人旅行者の受入環境整備
- ⑥ MICEの誘致・開催促進と外国人ビジネス客の取り込み

の柱を立て、それぞれの分野に存在する隘路を打開するための施策を効果的に講じつつ、政府一丸、官民一体となった取り組みを強力に進めていく必要がある。

今回のアクション・プログラムの改定にあたっては、上記の考え方に沿って必要となる具体の施策について、新規性のあるものを新たに盛り込むとともに、昨年アクション・プログラムに盛り込まれていた施策についても、改善・強化して取り組む必要があるもの、継続して取り組む必要があるものを盛り込んでいる。

2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指すためには、全体戦略を持ちながら、各施策の進捗状況の点検・評価を行って、一つ一つの施策を確実に実行していくことが重要である。

今後、2020年に向け、毎年、このアクション・プログラムの見直しを行って、強力に施策を推進していくこととする。

## 1. 「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興

オリンピック・パラリンピック競技大会はスポーツの祭典であるが、開催国に選ばれることは、その国自身の文化や魅力を世界に発信するまたとない機会であり、インバウンド政策の推進にとって大きなチャンスである。近年においても、バルセロナ（1992年）、シドニー（2000年）、ロンドン（2012年）等の大会の開催国が、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を活かして、インバウンド推進に成功したと評価されている。ロンドン大会（2012年）の例では、大会の4年前である2008年から、英国のあらゆる地域で、音楽、演劇、ダンス、美術、映画、ファッション等の多角的な文化や魅力を紹介する文化プログラムが実施され、ロンドンのみならず、全英的な広がりをもって、インバウンド施策が展開された。

日本も、これらの例に学んで、今から直ちに取組みを始めなければならない。6年後に迫る「オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催国という国際的注目度を十分活かした戦略をもって、東京の都市の魅力はもとより、東京のみならず、全国津々浦々、広く地域に開催効果をもたらすべく、我が国の豊かな文化や魅力をオールジャパンで発信するためのインバウンド政策を強力に推進する。

### （1）オリンピック・パラリンピック開催をフルに活用した訪日プロモーション

- ・ オリンピック・パラリンピック開催国という国際的注目度を活かして、ビジット・ジャパンとクールジャパンの連携等による効果的な訪日プロモーションの実施や、スポーツイベントを含む MICE の誘致・開催を促進する。【新規】
- ・ 東アジアの近隣諸国と連携して欧米等からの観光客誘致を進めるため、近隣諸国の政府観光局と広域プロモーションについて検討する。【新規】
- ・ 2016年リオデジャネイロ大会や2018年平昌大会など、大規模スポーツ国際競技大会との連携や、海外でも著名な日本人メダリスト・アスリートの活用など、オリンピック・パラリンピックに関

連付けた訪日プロモーションを実施する。【新規】

- ・ 2016年リオデジャネイロ大会終了後から実施する文化プログラムや聖火リレーの機会を活用して、全国各地で有形・無形の文化財やポップカルチャーを含む日本文化等を多彩な観光の魅力として発信する訪日プロモーションを実施する。【新規】

## (2) オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備

### <空港のゲートウェイ機能の強化>

- ・ 首都圏空港について、2020年オリンピック・パラリンピックやその先を見据え、75万回化達成以降の更なる機能強化に向けた技術的な選択肢をとりまとめた後、関係自治体や航空会社なども参画した新たな場を設置し、機能強化方策の具体化について検討・協議を進める。【新規】
- ・ 訪日外国人旅行者の増加に対応し、外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、CIQに係る予算・定員の充実を図り、必要な物的・人的体制の整備を進めるとともに、こうした取組により、2016年度までに空港での入国審査に要する最長待ち時間を20分以下に短縮することを目指す。【改善・強化】
- ・ 成田空港・中部空港・関西空港のターミナルについて、LCCへの対応強化を図る。【継続】
- ・ 2020年オリンピック・パラリンピックに関連して多数の飛来が想定されるビジネスジェットについて、羽田・成田両空港はもとより、他空港も活用しながら、首都圏へのビジネスジェット需要を万全に受け入れられるよう検討を進める。【新規】

### <空港アクセスの改善>

- ・ 特区制度を活用して、首都圏空港等を発着する空港アクセスバスについて、運賃設定を上限認可制から事前届出制とし、幅運賃制度の導入や深夜の割増運賃の柔軟な設定を可能とするとともに、運行計画（ダイヤ）の提出期間の短縮等による手続の弾力化、効率的な輸送を可能とする空港アクセスバス車両の大型化に係る措

置の検討を行う。【新規】

#### ＜無料公衆無線 LAN 環境の整備・多言語対応の徹底＞

- ・ 空港と都心を結ぶ路線をはじめ、鉄道やバスにおいて、列車内など移動中でも情報の円滑な収集・発信ができるよう、駅外の観光施設等との接続の連続性を確保することに留意しつつ、外国人旅行者が利用しやすい無料公衆無線 LAN 環境の整備を促進する。【新規】
- ・ オリンピック・パラリンピック大会開催会場が集まる選手村の周辺 8 km 程度の範囲において外国人旅行者が利用しやすい無料公衆無線 LAN 環境の整備促進を徹底するとともに、「2020 年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」と連携して、外国人旅行者が利用する主要な施設において多言語対応の改善・強化を徹底する。【新規】

#### ＜多機能フリーパスの検討＞

- ・ 訪日外国人のオリンピック・パラリンピック観戦にとどまらず、都内及び近郊地域の観光を促進する観点から、「観戦チケット・IC 乗車券一体化フリーパス」の検討を促進する。【新規】

#### ＜観光案内拠点・観光ガイドの充実＞

- ・ 観光協会や外国人観光案内所等との連携を図りながら、郵便局やコンビニエンスストア、道の駅、アンテナショップにおける外国人旅行者への観光情報提供や多言語対応、無料公衆無線 LAN 環境整備を促進する。また、地方においては、これらの施設における地域の名産品等の産直海外発送を促進する。【新規】
- ・ 日本政府観光局（以下 JNTO）認定の外国人観光案内所のネットワーク拡大・機能強化を図る。特に、外国人旅行者が我が国を訪れる際のゲートウェイとなる空港や駅等において、全国レベルの観光情報、地図等を旅行者に提供できる「カテゴリー 3」の認定を取得する施設の大幅拡大を目指す。また、外国人旅行者が全国各地で安心して快適に旅行・滞在してもらえよう、地方における

認定外国人観光案内所の増加を図る。【新規】

- ・ 総合特区制度等に基づく特例ガイドを増加させるとともに、旅行者が地域の通訳ガイドにスムーズにアクセスできるようにするため、通訳案内士・特例ガイド・ボランティアガイド等を養成し、民間事業者との連携により、その積極活用・ネットワーク化の仕組みを構築する。【改善・強化】

### (3) オリンピック・パラリンピック開催効果の地域への波及

(「東京オリンピック・パラリンピック」を「日本オリンピック・パラリンピック」へ)

○2020年オリンピック・パラリンピックの開催効果を東京のみならず広く地域に波及させるため、観光客を地方へ誘客するための施策を充実させる。

- ・ 2016年リオデジャネイロ大会終了後から実施する文化プログラムや聖火リレーの機会を活用して、有形・無形の文化財やポップカルチャーを含む日本文化等を多彩な観光の魅力として発信し、体験してもらうための取組を広く全国各地で実施する。【新規】
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿のほか、2019年ラグビーワールドカップ日本開催をはじめとする他の国際大会等の開催により、各地域に国内外から人々を誘客する。【新規】
- ・ 外国人旅行者の誘客・受入に主体的な意欲を持って取り組む地域を支援するための施策を実施する。【新規】

#### <航空による地方へのアクセスの充実>

- ・ 羽田空港において、国際線・国内線地区を結ぶ大型バスの車両動線確保し、乗継利便性を強化する。【新規】
- ・ ビザ要件の緩和と一体的に行う航空路線の展開に対する支援や、地方空港への国際チャーター便に対する支援など、航空会社の新規路線開設・就航を促す方策を検討する。【新規】
- ・ 広域周遊ルートの形成を促すため、複数の空港とその間を結ぶ鉄道等が広域で連携して外国人観光客を誘致する取組を促す方策を検討する。【新規】

- ・ 地方空港における外国人旅行者の受入に必要となる CIQ 体制を確保する。特に、入国手続に要する待ち時間が著しく長期化している地方空港や、近隣官署からの応援に支障を生じている地方空港については、その待ち時間の短縮等を図るため、緊急に所要の体制整備を行う。【新規】

#### ＜地方への鉄道旅行の促進＞

- ・ オリンピック・パラリンピック観戦を目的とした訪日外国人が、力強く復興している東北地方をはじめ日本各地を訪問するよう、企画乗車券の造成を促進する。このため、例えば観光資源として魅力のある列車の乗車や文化遺産を巡る等各地のモデルコースを作成し、リーズナブルな価格の新しい旅行商品の造成を促進する。【新規】
- ・ 過去のオリンピック・パラリンピック開催国において、メダリストのサイン等をラッピングした列車を運行した事例も参考に、訪日外国人が鉄道利用に大きな関心を寄せるよう、大会気運の醸成を兼ねた取組を検討する。【新規】

#### (4) オリンピック・パラリンピック開催を契機としたバリアフリー化の加速

○2020 年オリンピック・パラリンピックを見据え、また、社会の一層の高齢化を想定して、誰もが安心して旅行を楽しむことができるユニバーサルツーリズムに対応した環境整備を進めることが必要である。視覚・聴覚など様々な面での障害者・高齢者の目線に立って、個々の箇所（点）にとどまらず、線的・面的に捉えたバリアフリー対応（ハード面）を徹底する。さらに、バリアフリーに関する教育などにより、日本人一人一人の心の持ち方を高めて、「心のバリアフリー」（ソフト面）を進めて行くことが重要である。

- ・ バリアフリー法に基づく基本方針に定める整備目標（1日の乗降客数が 3000 人以上の旅客施設においては、2020 年度までに原則 100%バリアフリー化等）の着実な達成を図るとともに、2020 年オリンピック・パラリンピックを見据えて、駅など旅客施設や車両

等のバリアフリー化を加速する。【改善・強化】

- ・ 鉄道駅におけるホームドアの設置や、鉄道車両における車いすスペースの設置等をさらに充実するとともに、電動車いすをより容易に利用できるようにする。【改善・強化】
- ・ 空港アクセスバスにおけるリフト付きバス車両の導入促進に向けた検討を進めるとともに、ユニバーサルデザインタクシーの一層の普及に向け、国内メーカーの車両開発の動向も踏まえつつ、支援の充実等に取り組む。【新規】
- ・ 国際線が就航する空港について、旅客のニーズ等を踏まえて、バリアフリー化された空港内動線の複数化など一層高いレベルでの対応に取り組む。【新規】

## 2. インバウンドの飛躍的拡大に向けた取組

訪日外国人旅行者数 2000 万人の高みに向けて、これまでとは異次元の政策的取組が必要となる。2020 年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定し、既に多くの業界において、訪日外国人旅行者の増加を自らのビジネスに結びつけようと模索が始まっている。こうした機運を積極的に取り込み、インバウンド推進の担い手の幅を大きく広げ、様々な分野の新しいアイデアや技術を活かしながら、日本が世界に誇る魅力あるモノ・サービスのブランド力・マーケティング力の総力を結集して、より高次元なインバウンド政策の推進を目指す。

訪日プロモーションの実施にあたり、これまで以上に科学的なマーケティングを行い、我が国が世界に誇るコンテンツを外国人目線でデザインし、「質の高い」日本ブランドとして作り上げ、発信していく。

### (1) インバウンド推進の担い手の拡大

- ・ エンターテインメント、ファッション、デザイン、アニメ、食、流通、農業、文化、IT 等、様々な業界にインバウンド推進の担い手を大きく広げて、新たな取組を創出すべく、先端技術や先進的アイデアを活用した異業種間連携や同業種間の連携を促すプラッ



トフォームを構築する。【新規】

- ・ 海外に訴求するモノやサービスを提供する事業者のブランド力・マーケティング戦略の結集により、我が国の魅力を作り上げて戦略的に発信し、海外からの誘客につなげる。【新規】

## (2) 訪日プロモーションの戦略的拡大

- ・ 訪日外国人旅行者数 2000 万人の高みに向けて、外部のマーケティング専門家等が参画するマーケティング戦略本部を観光庁に設置し、より科学的なマーケティングを実施する。【新規】
- ・ 中国において、三大都市圏（北京・上海・広東）に加えて、今後の成長が見込める沿岸部、内陸部へのプロモーションを強化する。【新規】
- ・ 訪日に有利な環境が整い、プロモーションを行う絶好の機会が訪れている東南アジア諸国への集中プロモーションを実施する。【新規】
- ・ 今後大幅な増加が期待できる市場（インド、ロシア等）で、旅行先としての日本の認知度向上等への取組みを実施する。【新規】

## (3) 訪日プロモーションの新たな切り口での展開

- ・ 「質の高い」日本の魅力を広めてくれる成熟した訪日旅行者層（「目利き」）へのプロモーションを強化する。【新規】
- ・ 多くの外国人に青少年のうちから日本の良き理解者となってもらい、将来に向けて長期的視点で訪日客層を形成するとの観点から、教育旅行の誘致など若年層の交流拡大に向けたプロモーションを実施する。【新規】
- ・ トランジット旅客のうち、日本に入国しないで乗り継ぐ予定であった者（国際線通過旅客）についても、我が国の良さに触れてもらい、次回の訪日につなげるべく、入国旅客への移行を図るためのプロモーションを実施する。【新規】
- ・ 地方への誘客を図るため、地域が中心となって作り上げる広域周遊ルートや外国人旅行者に魅力のある地域の観光資源について、プロモーションを強化する。【新規】

- ・自治体等が行うエアポート/ポートセールスの機会や地方空港・港湾への新規就航・増便の機会を捉えた訪日プロモーションを強化する。【改善・強化】
- ・訪日シーズンの分散化を図るため、桜や紅葉等の人気の高いコンテンツに加え、地域の祭りや伝統行事など特定の季節に限定されない日本各地の多彩な魅力のプロモーションを強化する。【新規】
- ・「和食」の魅力を訴えるべく、2015年ミラノ万博等において日本食文化・食材の魅力を発信する。【新規】

#### (4) 訪日プロモーションの実施体制の整備

- ・JNTOを訪日プロモーション事業の実施主体として、必要な体制を整備することにより、海外における訪日プロモーションの貴重な機会を逃さず、迅速な意思決定による事業の実施を可能とする。【新規】
- ・国内最大のインバウンド商談会である「VISIT JAPAN トラベルマーケット」と国内最大の旅行イベントである「ツーリズムEXPOジャパン」を同時開催することにより、アジア最大の国際観光イベントを実現する。【新規】
- ・主要国との間で政府ハイレベルでの観光に関する政策対話を定期的に行うなど観光分野における二国間関係の強化を図り、諸外国とアウトバウンド・インバウンド双方向で交流拡大（ツーウェイツーリズムの推進）を進めて、インバウンドを支える基盤を強化する。【継続】

#### (5) 効果的なメディア戦略

- ・株式会社海外需要開拓支援機構（以下、「クールジャパン機構」）等の機関を通じて、海外において継続的に日本コンテンツの放送を行う、いわゆる「ジャパン・チャンネル」を展開する日本の事業者に対して投資等を行う。また、コンテンツ海外展開等促進事業の活用により、日本コンテンツのローカライズやプロモーションを行う日本の事業者を支援するとともに、ODAの活用により、海外において日本コンテンツの放送を行う現地の事業者を支援する。

### 【改善・強化】

- ・ 番組製作等を行う海外の有力メディアを積極的に招請することにより、海外における日本の観光魅力の発信強化を図る。【改善・強化】
- ・ 日本の放送コンテンツの海外展開にあわせて効果的に訪日促進を図るため、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）と JNTO との連携を強化する。【新規】
- ・ 日本の放送局や番組製作会社等が魅力ある放送コンテンツを製作して継続的に海外に発信するためのモデル事業を実施する。【新規】
- ・ 放送法に基づき、NHK にテレビ国際放送（NHK ワールド TV）の実施を要請することにより、日本の情報や魅力を世界に発信するとともに、周知広報、受信環境の整備・改善、放送番組の充実等の取組を一層推進する。【新規】

### （6）オールジャパン体制による連携の強化

- ・ クールジャパン機構、JETRO と JNTO との連携を強化し、クールジャパン等と一体となって効果的な訪日促進を図る。【改善・強化】
- ・ 観光庁・JNTO と外務省・国際交流基金が更に連携強化を図り、各国駐在の大使や総領事による海外現地での訪日トップセールスの実施、青少年交流事業との連携による訪日促進を図る。【新規】
- ・ 「対外広報戦略企画チーム」が中心となって関係府省と協力し、外国要人の訪日時における地方訪問を促進するとともに、効果的な対外発信のため、要人地方訪問時の各国プレス同行も検討し、各地の魅力や「おもてなし」の対外発信強化に取り組む。【新規】
- ・ 内閣官房がプラットフォームとなって、観光庁や JNTO が関与する国際観光展や観光イベント等において、所管官庁の連携により、日本ブランドの効果的な発信を行う。【新規】
- ・ 日本文化の発信に取り組む関係者の声に耳を傾けるとともに、発信力のある日本人を海外の主要都市に派遣し、それぞれの特性を活かしたセミナーやワークショップ等を実施することにより、日本の魅力をビジネスと融合させた形で「日本ブランド」として発信する。【新規】

- ・ 在外公館や国際交流基金の海外事務所等のネットワークを活用し、我が国の伝統文化やアート・アニメ等のポップカルチャーの魅力を海外に発信する。【継続】
- ・ 観光庁が関係省庁・関係機関等と連携してイベント・カレンダーの共有等による共同・連携事案の計画を作成する。【継続】

### 3. ビザ要件の緩和など訪日旅行の容易化

昨年の訪日外国人旅行者数 1000 万人達成は、多くの関係者が一丸となって実施した訪日プロモーションや、我が国の経済政策等によってもたらされた円高の是正とともに、7 月に実施したタイ・マレーシアをはじめとする東南アジア諸国に対するビザ発給要件の大幅な緩和が、功を奏したものと考えられる。こうした経験を踏まえ、2000 万人の高みという目標の達成にあたっては、訪日旅行の容易化に資するビザ緩和をさらに進めることが重要である。

また、訪日時の「第一印象」を決定づける入国手続の迅速化・円滑化により、快適な訪日旅行を提供するとともに、LCC の就航促進等によって、利用しやすい訪日旅行商品の創出を図る。

こうした施策を迅速に推進することにより、訪日旅行を容易化し、高まる日本への関心を、実際の訪日旅行に結実させていく。

#### (1) ビザ要件の戦略的緩和

○2000 万人の高みを目指すとの目標を掲げ、世界最先端の観光立国を実現するため、治安への十分な配慮を前提としつつ、訪日客増加に大きな効果の見込まれるインドネシア、フィリピン及びベトナムに対して、相手国の協力を得つつ、可能な限り早急に3カ国全てのビザ免除の実現に努力する。まずは、当面の措置として、以下の戦略的ビザ要件の緩和を行う。また、電子渡航認証システムについて検討する。

- ・ インドネシア向けのビザ免除（在外公館への I C 旅券事前登録）を行う。【新規】

- ・フィリピン及びベトナム向けのビザの大幅緩和（実質ビザ免除（観光目的・指定旅行会社経由）及び数次ビザに係る発給要件緩和・有効期間の最長5年への延長等）を行う。【新規】
- ・また、こうした流れを受け、今夏までにインド向けの数次ビザの発給を開始する。
- ・新たなビザ要件の緩和対象国について、旅行フェア、セミナー、商談会などを集中的に実施する。【新規】

## （２）外国人長期滞在の促進

○外国人投資家によるコンドミニアムの建設投資や、外国人の長期滞にに適した高級別荘型宿泊施設の開業予定など、外国人の長期滞の受け皿となる取組が進行している状況にかんがみ、富裕層を対象とした外国人長期滞在制度を設ける。

- ・外国人富裕層を対象に、観光目的による滞在期間を最長1年とする方向で、制度案について関係省庁間で協議を進め、本年夏までに成案を得た後、必要な措置を講じ、来年度からの実施を目指す。【新規】
- ・上記の長期滞在制度について、海外向けの情報発信、有望市場における説明会を実施するとともに、国内民間事業者、自治体等に対する説明会を開催する。【新規】

## （３）出入国手続の迅速化・円滑化

- ・訪日外国人旅行者の増加に対応し、外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、CIQに係る予算・定員の充実を図り、必要な物的・人的体制の整備を進めるとともに、こうした取組により、2016年度までに空港での入国審査に要する最長待ち時間を20分以下に短縮することを目指す。【改善・強化】（再掲）
- ・国際会議等の参加者やVIP等の空港での出入国手続の迅速化を図るため、所要の出入国手続の要員等が確保されることを前提に、その適切な運用方法について検討した上で、これらの者を対象として、平成27年度、まず成田空港・関西空港においてファーストレーンの設置の実現を図る。【継続】

- ・ トランジット旅客のうち、日本に入国しないで乗り継ぐ予定であった者（国際線通過旅客）について、入国旅客への移行を図り、我が国の良さに触れてもらうことで、訪日外国人旅行者の増加、更には、空港周辺地域の活性化や次回の訪日につながることを期待される。このため、寄港地上陸許可制度が国際線通過旅客に一層積極的に活用されるよう、制度の悪用防止にも留意しつつ適切な枠組みを構築する。【新規】
- ・ 改正入管法により、出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラステイド・トラベラー）として特定し、自動化ゲートの対象とする新たな枠組みを構築する。【改善・強化】
- ・ 空港での出入国手続の迅速化のため、自動化ゲートの改善・利用促進を図るとともに、審査場の混雑状況に応じて、日本人用審査ブースと外国人用審査ブースを機動的に運用する。【改善・強化】

#### （４）本邦航空会社による新規路線の開設やLCCの参入促進等による、 利用しやすい旅行商品の創出

- オープンスカイの戦略的な推進やLCCの参入促進等により、利用しやすい旅行商品創出を支える航空ネットワークの充実を図る。
  - ・ 本邦航空会社が、独自の戦略により、日本との間に路線のない国・都市への路線を新規開設することを促す方策を検討する。【新規】
  - ・ LCCの参入を促進するため、成田空港において専用ターミナルを整備（平成26年度中）し、関西空港において新たなターミナルを整備（平成28年下期供用開始予定）するとともに、中部空港においては、航空会社によるLCC拠点化の検討状況を見極めて、新ターミナルの整備を検討する。【継続】

## 4. 世界に通用する魅力ある観光地域づくり

訪日外国人旅行者数 2000 万人の高みを目指すには、全国各地で地域住民や自治体が主人公となって、尽きることのない日本の魅力を外国人

目線で観光資源として磨き上げ、地域の歴史や伝統に裏打ちされたストーリーをもって効果的に発信して、世界から選ばれる、魅力ある観光地域づくりを行っていくことが必要である。

その際、各地域において、自らの強み（地域の観光資源・旅行商品の各市場への訴求力等）を踏まえながら、各地域から見て、何れの市場に更に力を入れるか等、国の全体戦略と連携の上、各地域が主体的な戦略を持って国内外の旅行者の呼び込みを進めて行くことが重要となる。

数多くの外国人旅行者が訪れ、賑わいと活気にあふれる観光地域は、日本人にとってもあらためてその魅力が強く認識される旅行先となる。世界に通用する魅力ある観光地域づくりを行うことによって、内外の旅行者が行き交い、活力ある地域を実現することができる。

これらを踏まえ、地域連携によって情報発信力を高めるとともに、広域周遊ルートの形成や、世界に通用する地域資源の磨き上げ、地域の魅力を来訪者に体感してもらうための仕組みづくり等を、国・自治体・民間事業者が各々の役割分担の下に推進していくことが必要である。

#### （１）地域連携による情報発信力強化と新たな広域周遊ルートの形成

- ・ 東京周辺やゴールデンルートなど訪日外国人の需要が集中している地域以外の需要を創出するべく、地域間の広域連携を強化して情報発信力を高めるとともに、対象市場に訴求するストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域ルートを開発・提供し、海外へ積極的に発信する。【新規】
- ・ 歴史的な価値や文化的な意義等を軸として、その軸でつながる地域間で会合を持ち回るなど、地域間交流を深める運動を推奨する。  
【継続】
- ・ 北陸新幹線（長野・金沢間）や北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）の開通により、首都圏等とのアクセス時間が大幅に短縮されることを最大限活用し、地域の商工会議所や自治体、地方運輸局など沿線関係者が一丸となって広域的に連携し、国内外の観光客の呼び込みを図る。【新規】
- ・ 観光交通をターゲットとした渋滞緩和の取組や、分かりやすい道路案内の充実、主要観光地域へのアクセス確保などクルマの観光

を支える道路ネットワークを構築するための取組を推進する。【改善・強化】

- ・ 観光協会をはじめとした関係機関と連携の上、新たに観光情報提供の拠点となる「道の駅」を選定し、施設整備の充実を図るとともに、観光案内所としての機能強化に向けた支援や、道の駅を拠点とした周遊観光を促進するための制度を検討するなど、クルマ観光における道の駅のゲートウェイ機能の強化・充実を図る。【新規】
- ・ 鉄道・バス・タクシー等を活用して多様な観光地を結び外国人旅行者が周遊しやすい環境を作るべく、地域公共交通の確保を図る。【改善・強化】
- ・ 広域周遊ルートの形成を促すため、複数の空港とその間を結ぶ鉄道等が広域で連携して外国人観光客を誘致する取組を促す方策を検討する。【新規】（再掲）

## （２）地域の魅力を来訪者に体感してもらうための仕組みづくり

### ＜規制制度面での環境整備＞

- ・ 着地型旅行商品の造成促進・販売経路の拡大のため、宿泊施設における着地型旅行商品の販売を可能とする制度を検討する。【新規】
- ・ 離島や中山間地域等における観光地周遊の利便性向上のため、自家用車による宿泊施設から観光地等への周遊観光が可能となるよう、自家用有償旅客運送の規制を緩和する。【新規】
- ・ 地域への誘客促進や増加する外国人旅行者のバス需要に柔軟に対応するため、貸切バスのゲートウェイ施設への発着を可能とする営業区域の弾力化を実施する。【新規】
- ・ 自転車通行空間の整備や自転車マップの作成・配布により、観光地周辺の自転車利用環境の改善を行う。また、レンタサイクルの利用を促進するため、国家戦略特区法等において措置した道路占用許可の特例制度を周知するとともに、改正道路法により、高架下についても「余地要件」の適用除外とする。【新規】
- ・ 訪日外国人旅行者に対して宿泊施設や食事、交通機関等の手配を行うツアーオペレーター（ランドオペレーター）の認証制度を定



着させ、訪日旅行の一層の品質向上を図る。【継続】

### ＜地域の観光振興の促進＞

- ・ 特定のテーマをもって外国人に訴求する際立った魅力をもつ観光地域を創出するため、観光圏の枠組みにより、地域の個性を体感させる空間形成から、体験・参加・交流型の滞在プログラムの造成、製品の開発、外国人受入環境の整備まで、観光地域としての魅力を磨き上げる取組を総合的に支援する。【改善・強化】
- ・ 旅行者の多様なニーズに応じた魅力的な着地型旅行商品が地域において開発・提供されるよう、着地型旅行商品の開発・販売を地域において牽引する観光協会等に対し、研修の実施、専門家の派遣等による支援を行う。その際、「地方産業競争力協議会」での検討結果も踏まえ、地方の出先機関を含めた関係省庁が連携して支援を行う。【新規】
- ・ 観光振興における専門家について、各省のデータベース等の活用状況を踏まえつつ、地域側からアクセスしやすくなるような仕組みを検討する。【新規】
- ・ 個人旅行者の増大をはじめ旅行パターンが変化する中で、観光アプリ等 ICT を活用した旅行者への情報提供サービスのあり方を検討するとともに、ビッグデータを活用した旅行者の行動分析につき、個人情報に留意した有効な分析手法の検討を進める。【新規】
- ・ 国内旅行の需要を喚起するとともに、旅行需要の平準化に資するよう、「ポジティブ・オフ運動」、「家族の時間づくりプロジェクト」等により、休暇取得の促進を図る。【継続】
- ・ 観光協会など観光地域づくりを担う組織の運営体制のあり方や、観光分野以外の関係者との連携、来訪者への情報提供、地域住民の意識啓発、おもてなしのためのトイレ整備といった個別の取組について、先進事例の情報提供を強化し、地域における取組の質の向上を図る。【新規】

### ＜観光地域づくりを担う主体への支援制度＞

- ・ 観光庁と株式会社地域経済活性化支援機構の連携協定に基づき、

地域が主体となっていく観光資源の磨き上げ、情報発信等の取組に対し、人材・ノウハウ、資金、情報提供等の支援を行うことにより、観光を軸とした地域活性化モデルを構築する。【新規】

- ・ 中小企業地域資源活用促進法に基づき、中小企業者が地域産業資源を活用して行う新商品・新サービスの開発販売等に対して、補助金、融資・保証の特例等により総合的な支援を実施する。あわせて、産業観光等に対する支援の一層の強化に向けた検討を進める。【新規】
- ・ 商店街から中心市街地まで広く地域経済の活性化を図るため、商店街まちづくり事業等を活用して決済環境や無料公衆無線 LAN 環境の整備等の支援や、免税店（輸出物品販売場）の拡大促進を図る。【新規】

### （3）世界に通用する地域資源の磨き上げ

○我が国には、世界屈指の大都市から四季折々に表情を変える自然豊かな農山漁村まで、或いは雪国文化から亜熱帯文化まで、また長い歴史の中に佇む建築物や文化財から特色あふれる商店街や町工場まで、外国人旅行者の様々な期待・ニーズに応えることのできるポテンシャルがある。世界に通用する魅力ある観光地域づくりを進めるべく、これらを更に一層磨き上げる必要がある。

#### <魅力ある空間の形成>

○地域の「顔」となる空間を、無電柱化の推進や水辺空間の活用、良好な景観形成等を通じて、魅力あるものとし、さらにはそれ自体を観光資源として活用していくことで、外国人旅行者を惹きつける地域の形成を推進する。

- ・ 観光地の魅力向上、歴史的街並みの保全、伝統的祭り等の地域文化の復興等を図るため、自治体、電線管理者等と連携して、本格的に無電柱化を推進するとともに、地域住民等との連携により、良好な景観の形成に資する道路の修景・緑化等の日本風景街道の取組みを推進する。【改善・強化】
- ・ 道路空間の再編による歩道の拡幅、道路占用制度等と地域資源を

パッケージとして活用して賑わいを創出する。【継続】

- ・世界中から人と活力を惹きつける魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって生み出し、賑わい・活力や自然豊かな景観等を保全・創出するための取組みを、住民、企業、行政が一体となって推進する。【改善・強化】

- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致を活かしたまちづくりや、街なみ環境の整備改善による美しい景観形成の整備を推進する。

【継続】

- ・自動車道事業者、レンタカー事業者、旅行会社等と連携して、観光資源としての自動車道の魅力の発信を強化する。【新規】
- ・ダムとその周辺地域の自然環境や長大橋など世界に誇る土木技術等を観光資源として活用するインフラツーリズムを推進する。【継続】
- ・各地域において、社会資本整備等と歩調を合わせた観光振興の取組を促すため、社会資本整備等と一体となった観光地域振興策の事例をとりまとめ、周知する。【継続】

## <美しい自然を活かして>

○我が国を代表する自然・景勝地を観光資源として活用するとともに、それらの魅力を海外に向けて発信していく。

- ・優れた自然資源を有する地域への誘客を図るため、世界自然遺産・国立公園において、魅力維持に必要な施設を整備するなど質の高い自然環境保全を進めつつ、利用施設の高質化、効果的な情報発信、充実した運営管理等を実施する。また、自然環境やこれと密接に関連する風俗慣習などを対象に、エコツーリズムの推進に取り組む地域に支援を行う。【改善・強化】
- ・北海道の観光資源を活かした観光需要を創出するため、広大な地形を活かしたサイクルツーリズムの推進を図る。【新規】
- ・奄美群島及び小笠原諸島において、世界自然遺産等の地域の特性を活かして、訪日外国人旅行者向けに自治体が発行する各種施策への支援を実施する。【新規】
- ・沖縄の自然・文化を活かし、ダイビング旅行博開催や独自の観光

メニューの提供への支援等、沖縄振興一括交付金等を通じた沖縄観光の強化を図る。【改善・強化】

- ・ 国家戦略特区(国際観光拠点)として指定された沖縄において、世界水準の観光リゾート地を目指すため、地域の強みを活かした観光産業を振興するとともに、新たなビジネスモデルの創出を図る。【新規】

### <海洋観光の展開>

○日本の周囲を取り囲む海洋や諸島、海に浮かぶ島々の風景が美しい瀬戸内海、都市の魅力ある観光資源としての河川など、我が国の豊富な海洋資源を活用した観光の振興を図り、海洋観光国としてのブランド力・競争力の強化を図る。

- ・ これまで年間50万人の韓国人旅行者の利用実績がある日韓定期航路について、関係者と協力して活性化に向けた課題を整理するとともに、九州の魅力の発信強化、新たな旅行商品の開発促進、利用者の利便性向上策等を検討し、活性化を図る。【新規】
- ・ 欧米諸国で人気の高いヨットチャーター等のマリンレジャーを活性化するため、乗員兼サービス要員の養成、情報発信策の検討・調査を行う。【新規】
- ・ 2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、「水のまち東京における舟運活性化に関する関係者連絡会」を活用して、新規航路の開設や増便等による観光需要増加への対応や、水辺空間や舟運の情報発信等を促進する。【新規】

### <豊かな農山漁村の魅力>

○「農山漁村の活性化と観光立国実現のための連携推進協定(農観連携の推進協定)」に基づき、歴史や伝統ある棚田や疏水など美しい日本の農山漁村の景観や、世界農業遺産(GIAHS)をはじめとする我が国の農山漁村が有する地域資源、伝統文化、人々の暮らし、地域ならではの「食」等の魅力の提供・発信を強化することにより、農山漁村の日常生活体験への外国人旅行者のニーズに応える。

- ・ 外国人旅行者の農山漁村への滞在を促進するため、外国人旅行者

を受け入れることが可能な農林漁業体験民宿について、統一的なマーク（『Japan. Farm Stay』（仮）マーク）を付与し、マークを掲げる農林漁業体験民宿の拡大を図るとともに、ポータルサイトを開設し、海外に対して多言語で情報発信を行う。【新規】

- ・ 地域の特産物を活用した土産物の開発やグリーン・ツーリズム等に意欲的に取り組む農業者に技術・経営指導を行う普及指導員に対し、研修等を通じて情報提供を行う。【新規】
- ・ 農林漁業者と観光事業者等との連携による地域ぐるみの6次産業化の取組を推進するため、6次産業化プランナー等による農林漁業者等への支援体制を構築するとともに、農林漁業成長産業化ファンド等を活用して、新商品開発・販路開拓・施設整備等を支援する。【改善・強化】
- ・ 我が国の豊富な森林資源を観光資源として活用するため、森林環境教育や森林レクリエーション活動等を支援する。【改善・強化】

#### <日本食文化の発信>

- ・ 日本食や料理人の魅力・発信力を踏まえ、海外の食品見本市等における日本ブースの設置、啓蒙的な食イベントの開催、日本食・食文化の伝道師の育成等を通じて、日本食文化・日本食材の魅力を海外に発信する。【改善・強化】
- ・ 観光関連事業者に対し、地域食材や国産食材を活用した食品を積極的に提供する「日本の食でおもてなしパートナー」への参加を呼びかけ、こうした取組のメディアを活用したPRを実施する。【新規】
- ・ 空港における食の海外展開等を促進するため、主要な国際空港で、日本産の酒類や農産物、その加工品等の魅力を発信する。【継続】
- ・ 日本の素晴らしい農林水産物・食品を活用した飲食店等の情報を発信する取組を実施する。【新規】

#### <文化資源・科学技術との連携>

- ・ 地域に点在する史跡・伝統芸能など有形・無形の文化財をパッケージ化し、地域の文化・伝統をストーリーとして現す「日本遺産」

として認定するとともに、自治体と連携して、国内外に戦略的に発信する。【新規】

- ・ 我が国の宝である文化財について、主要国際空港における伝統工芸品展示や伝統芸能公演を実施する。【新規】
- ・ 東京都上野地区の文化施設が互いに連携を強化することで、それぞれが保有する文化資源が有効に活用され、上野が新たな「文化の杜」として国際的なシンボルとなるよう取組を進める。【新規】
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えたアイヌ文化復興等に関するナショナルセンター「民族共生の象徴となる空間」の一般公開に向けて、「イランカラプテ」キャンペーンの展開等により、海外に対するアイヌの伝統・文化の情報発信を強化する。【新規】
- ・ 「富岡製糸場と絹産業遺産群」や「明治日本の産業革命遺産」など、産業遺産等を活用した産業観光を、国、自治体、観光協会、商工会議所等が連携して推進する。また、地域資源活用ネットワーク構築事業を活用し、産業遺産、工場見学等を盛り込んだ地域活性化モデルの普及拡大を支援する。【新規】
- ・ 科学館・博物館を中核に、大学、企業等関係機関からなるネットワークを形成し、デザイナー等と協働した新しい展示方法の開発や、日本の最先端科学技術を世界に発信するためのコンテンツの製作、国内のみならず海外での巡回展示等を実施する。【新規】

#### (4) 観光振興による被災地の復興支援

○東日本大震災の教訓を世界に発信していくとともに、復興に向けた姿を地域の魅力と一体となって体験してもらう「復興ツーリズム」の推進や教育旅行の促進など、観光振興によって福島県をはじめとする被災地の活性化、復興支援を進める。

- ・ 東北太平洋沿岸エリアにおいて、三陸鉄道など再開した観光関係施設についての情報発信や、震災語り部ツアーをはじめとしたツアーの企画・造成等への支援を実施する。【改善・強化】
- ・ 福島県の早期の復興を促進するため、同県が実施する韓国へのプロモーションや国際定期路線の運休が続く福島空港の再生に向け

- た取組等、風評被害対策及び震災復興に資する事業を、「福島県における観光関連復興支援事業」により支援する。【改善・強化】
- ・ 国内外の来訪者が多い被災地の「道の駅」において、大震災の実情と教訓を伝承・発信する。【新規】
  - ・ 三陸復興国立公園を核として、みちのく潮風トレイルの路線設定、復興エコツーリズムの推進、国立公園の利用施設の整備等のグリーン復興プロジェクトを実施する。【改善・強化】
  - ・ 被災地の住民や団体の発意により、「新しい東北」に資する先導的な幅広い取組を公募し、支援する。【継続】
  - ・ 東日本大震災の復興の現状や我が国の防災の知見を世界に発信するという、我が国にとって重要な意義を有する第3回国連防災世界会議（2015年3月、仙台）の機会を捉えて、東北観光プロモーションを実施する。【新規】

## 5. 外国人旅行者の受入環境整備

訪日外国人旅行者数 2000 万人の高みを目指すためには、外国人旅行者の不便や障害、不安等を徹底的に解消するとともに、訪日外国人旅行者の満足度を一層高めることが重要である。このため、多言語対応の改善・強化や、二次交通の利便性向上、クルーズの受入環境、通信環境、決済環境、買物環境、ムスリム旅行者のための食事・礼拝環境の改善、外国人旅行者の安全確保等、外国人目線に立って、あらゆる切り口から、国内において外国人旅行者が移動・滞在しやすい環境の整備に向けた取組を徹底・強化する。

また、年間 2000 万人の外国人旅行者を受け入れるにあたって、航空・バス等の交通機関や宿泊施設等の供給能力（キャパシティー）が制約要因となることがないように、需給の状況を丁寧に見ながら、適切な対応に努めることが重要である。

### （1）多言語対応の改善・強化

○外国人旅行者が出来るだけ「言葉の壁」を感じることなく訪日旅行

を楽しむことが出来るよう、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等における多言語対応について、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月）に従って、全国各地で多言語対応の改善・強化を図るとともに、多言語通訳・翻訳アプリや多言語対応観光アプリ等の活用によって、外国人旅行者のスムーズな情報取得を促進する。

### ＜多言語対応ガイドラインの徹底＞

- ・ 多言語対応ガイドラインを関係者に周知して積極的取組を促進するほか、①外国人目線を活用して各地域の取組事例を点検して、好事例等を周知し、②地域における固有名詞の表記、業種内の用語、実際の標識・サイン等とガイドブック・ウェブサイト等、様々な切り口による統一性・連続性の確保に向けた取組を進める。【改善・強化】

### ＜多言語アプリの活用＞

- ・ 豊富な観光情報や地図情報等を備えた多言語対応観光アプリの活用により、外国人旅行者のスムーズな情報取得を促進するとともに、総務省「グローバルコミュニケーション計画」に基づいて多言語通訳・翻訳アプリ技術の研究開発の強化等を行い、精度向上を図ることにより、様々な地域・場面での多言語対応への活用を促進する。【新規】

### ＜外国人旅行者に分かりやすい地図・ナビゲーション＞

- ・ 外国人に分かりやすい地図を作成するため、多言語による地名の表記方法や外国人にも理解しやすい地図記号等について標準を作成して、民間の地図への活用を促進し、その普及を進める。【新規】
- ・ 準天頂衛星等による高精度な測位技術を活用し、訪日外国人旅行者がストレスなくスマートに移動・活動できるよう、2020年に向けて東京駅周辺をモデルとして、測位精度やニーズに応じた屋内外の電子地図等の情報空間インフラの整備に向けた検討を行い、その成果を全国に展開することで、ICTを活用した多言語表記によ



る情報提供、ナビゲーション等のサービスの高度化を推進する。  
【新規】

#### <道路の案内標識等>

- ・ 道路の案内表示について、①鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点において、他の機関が設置する案内看板と連携した案内標識の設置、②歩道に設置された道路案内標識を中心に、英語表記の改善・充実、③観光案内ガイドブックやパンフレット等と連携したわかりやすい道案内の取組を推進する。あわせて、カーナビの多言語化を進める。【改善・強化】

#### <鉄道の駅施設・車両・外国語案内等>

- ・ 鉄道事業者による駅施設・車両等の案内表示の多言語化の取組を促進する。その際、特に、外国人の利用者目線から、鉄道事業者同士の調整や、鉄道施設を出た後の地下街や地上側の関係者等との連携によって、案内表示の連続性の高度化を徹底する。【改善・強化】
- ・ 災害等による鉄道の輸送障害時において、訪日外国人に適確かつ迅速な情報提供が行われるよう、案内ディスプレイや車内案内表示器（LED、LCD）等における外国語表示の充実を図るとともに、車掌や駅員等の外国語力強化に資する取組を促進する。【新規】
- ・ 駅における案内機能（鉄道に限らず周辺地区を含む。）の充実・強化のため、多言語対応の総合案内所（コンシェルジュ）や案内タッチパネルの整備を促進する。【新規】

#### <外国人が利用しやすいタクシーサービス等>

- ・ ドア・ツー・ドアの機動性に優れ、「地域の案内役」として活躍が期待されるタクシーを、外国人旅行者に一層活用してもらうため、タクシー車両への自動翻訳スマホアプリの開発・導入や、外国語対応が可能なタクシーの優先乗り場の設置を促進する。【新規】
- ・ 事業者・業界団体と連携して、タクシー・バスの運転者・管理者に対する外国語研修の実施拡大を推進する。【新規】

- ・ 構造改革特区制度を活用し、自治体が実施する研修を修了した場合に、観光タクシー等による有償での通訳案内を可能とする通訳案内士法の特例措置を検討する。【新規】

#### ＜美術館・博物館での展示解説＞

- ・ 美術館・博物館において、外国人旅行者が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、解説の多言語対応の推進・改善を進める。【継続】

#### ＜公園内の施設＞

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて、国立公園において標識・情報提供施設の多言語化、トイレの洋式化等の国際化対応が必要な施設について、自治体に対する支援策の拡充を検討しつつ整備を推進する。【改善・強化】

#### ＜ホテル・旅館の外国語放送＞

- ・ ホテル・旅館等の宿泊施設における外国語放送等の普及促進を図る。【継続】

### (2) 無料公衆無線 LAN 環境の整備促進など、外国人旅行者向け通信環境の改善

- 沢山の外国人に日本の良さを知ってもらい、リピーターを確保するためには、外国人旅行者に観光情報をあまさず収集して日本の良さを体感してもらい、実際に体験した日本の魅力をリアルタイムで発信してもらおうべく、世界に誇る通信品質を活かして外国人向けの通信環境を整えることが重要である。近年、外国人旅行者等呼び込もうとする地域や事業者等の取組により、急速に無料公衆無線 LAN 環境の整備が進みつつあるが、以下により、更に取組を推進する。
- ・ 総務省と観光庁が協力して、無料公衆無線 LAN 環境の整備促進のための体制づくりを行う。【新規】
  - ・ 上記の体制を活用して、①外国人旅行者の訪問地を念頭においた無料公衆無線 LAN 環境整備の更なる促進、②エリアオーナーに対

する無料公衆無線 LAN 環境の整備に係る働きかけと先進事例の周知、③海外への周知・情報発信、④一度の登録で複数のシステムにサインインできるアプリの活用促進を含め、外国人旅行者により使いやすくするための認証手続の簡素化、⑤外国人旅行者に分かりやすい共通シンボルマーク（『Japan. Free Wi-Fi』（仮）マーク）の導入による「見える化」の推進等の取組を推進する。【新規】

- ・ 外国人旅行者の多様なニーズを踏まえつつ、上記取組を補完すべく、外国人旅行者が利用しやすい携帯ルーター・SIM カードの貸出・販売サービスの促進や国際ローミング料金の低廉化を通じて、多面的な通信環境の改善を図る。その内、例えば、SIM カードの利用促進については、SIM カードの取得や認証の円滑化等、多様なニーズを汲み上げて、外国人旅行者が持参した海外端末で利用しやすい通信環境の実現を図る。【新規】
- ・ 外国人旅行者に対して、英語案内板・無料公衆無線 LAN 環境を活用した多言語による道路情報等の提供を図る。【改善・強化】

### （3）公共交通機関による快適・円滑な移動のための環境整備

○訪日外国人旅行者が国内において、公共交通機関を利用しやすいよう、移動手段の充実、利便性・魅力の向上、情報の発信、割引商品の造成・拡大等を促進する。

#### ＜IC カード・企画乗車券の利便性向上と情報発信＞

- ・ 外国人の鉄道・バスの情報入手を容易化するため、鉄道事業者やバス事業者に関する情報（利便性の高い外国人向け企画乗車券や IC カード、観光資源として魅力のある列車・駅施設、分かりやすい路線図等）を一元化して、検索可能な仕組を構築し、JNTO と連携して多言語で発信する。あわせて、これらの情報の海外ガイドブックへの掲載働きかけを行う。【新規】
- ・ 交通系 IC カードについて、交通事業者によるシステム導入を支援し、利用エリアの拡大を図る。また、外国人旅行者が容易に日本を周遊し、魅力ある地方を多く訪れるよう、鉄道を中心に広範な地域の多様な公共交通機関で相互利用可能な企画乗車券の導入を

促進する。【新規】

- ・ 鉄道の企画乗車券や IC カードについて、利便性の一層の向上や海外からの予約・発券、国内到着後のスムーズな購入・引換え等を実現するとともに、鉄道事業者とクレジット会社間の調整を加速化し、訪日外国人が自国で発行されたクレジットカードを利用して乗車券等を購入しやすくするよう、駅等における窓口の拡充、券売機の配置を促進する。【新規】
- ・ 高速バスを活用した外国人の周遊観光を促進するため、高速バスの外国人向けフリーパスの普及拡充を促進する。【新規】

#### <美術館・博物館、観光施設等と相互利用可能な共通パスの導入>

- ・ 複数の公共交通機関を乗り継ぐ際の乗車券等の購入や観光施設等での入場券等の支払い等は、訪日外国人旅行者にとって極めて煩雑であることから、旅行者の利便性向上、移動の円滑化、旅行費用の低廉化等を図るため、各公共交通機関、美術館・博物館、観光施設等で相互利用可能な共通パスの導入を目指す。【新規】

#### <空港アクセスの改善>

- ・ 都心と首都圏空港とのアクセス改善に向けて、都心直結線の整備に向けた検討を進める。【継続】
- ・ 羽田空港の深夜早朝時間帯において、羽田空港と都心を結ぶバスの実証運行等を実施する。【新規】

#### <貸切バスの供給確保>

- ・ 季節等により大きく変動する訪日外国人旅行者の需要に機動的に対応するため、輸送の安全確保を前提に、必要に応じて制度の柔軟な運用を行い、貸切バスの十分な供給確保を図る。【新規】

#### <レンタカーの利便性向上>

- ・ 空港ターミナル内のレンタカー営業所の設置や、貸渡車両までの動線の改善、並びにワンウェイシステム利用時の乗り捨て手数料の割引制度の導入を促進する。【新規】

### <手ぶら観光の実現>

- ・日本の優れた宅配運送サービスを利用して、外国人旅行者が手ぶらで観光できるように、多言語での宅配運送サービスに関する分かりやすい情報提供に努めるとともに、外国人旅行者向けにサービス内容を充実させ、「手ぶら観光」を実施する。【改善・強化】

### (4) 「クルーズ 100 万人時代」実現のための受入環境の改善

○寄港地を中心に地域の活性化等に寄与するクルーズ船による訪日旅行を活性化させるため、クルーズ船の寄港を受け入れるための環境整備等を加速化させ、2020 年に「クルーズ 100 万人時代」の実現を目指す。

### <出入国手続の円滑化>

- ・改正入管法により、クルーズ船で日本を出国し、一定期間内に当該クルーズ船で再入国する場合の入国審査の円滑化・迅速化を図る。【新規】
- ・改正入管法により、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可制度（船舶観光上陸許可制度）を創設する。【新規】
- ・クルーズ船入港時の入国審査手続の迅速化・円滑化を図るため、可能な航路のクルーズ船の海外臨船審査の早期実施に向けて、引き続き検討を進める。【継続】

### <情報発信とターミナルの機能強化>

- ・「全国クルーズ活性化会議」と連携して、クルーズ船社、港湾管理者、自治体が参加する商談会・シンポジウムを開催するとともに、港湾施設の諸元や寄港地周辺の観光情報を一元的に発信するウェブサイト※の充実を図る。【改善・強化】 ※「Wharf Information」及び「CRUISE PORT GUIDE OF JAPAN」
- ・外国クルーズ船の日本への寄港を増加させるため、港湾施設等の情報が統一的に提供されるよう東アジア・東南アジア諸国と連携した取組を進めるとともに、本年 11 月に策定する「日 ASEAN クル

ーズ振興戦略」に基づき、ASEAN と日本を結ぶモデルルートの開発や ASEAN のクルーズ旅行会社の人材育成を支援する。【新規】

- ・ 外航クルーズ客に多様なサービスを提供する場として「みなとオアシス」の活用を図るとともに、寄港地におけるクルーズ客向けオプションツアーの充実など、クルーズ客の円滑な周遊を可能とするための環境整備を図る。【新規】
- ・ 既存施設を有効に活用しつつ、クルーズ船の寄港増や大型化への対応、多言語表記・無料公衆無線 LAN 環境の整備などの旅客船ターミナルの機能強化を図るとともに、個人所有のメガヨットの東京湾等での受入れについて検討する。【改善・強化】

#### (5) ムスリムおもてなしプロジェクトの実施

○訪日外国人旅行者数 2000 万人の高みを目指して、インドネシア・マレーシアをはじめとする東南アジア・中東諸国からのムスリム旅行者の訪日促進を強化するにあたり、今後、一層、国内におけるムスリム対応の強化が重要となる。また、このほかにも、ベジタリアンや様々な禁忌のある外国人旅行者に対する対応も広く検討していくことが必要である。

- ・ 日本の「ムスリムおもてなしの姿勢」を政府ハイレベルで発信する。【新規】
- ・ 日本の食事や礼拝環境等の情報を、日本の観光魅力とともに発信する。その際、特に食事については、「豚肉やアルコールを使用していないことが分かるだけでも安心して食事ができる」とのムスリム旅行者の方々も多いことを踏まえ、ムスリム旅行者によるスムーズな選択が出来るよう、豚肉やアルコールの使用の有無等、レストランやホテル、お土産店等においてムスリム旅行者への基本的な情報提供を促進する。【改善・強化】
- ・ 宿泊施設・旅行業者向け講習会、手引き（ガイドンス）資料の作成・配付による受入関係者への情報提供を実施する。【改善・強化】

#### (6) 「外国人旅行者向け消費税免税制度」の拡充を契機としたショッピング・ツーリズムの振興と決済環境の整備

## <ショッピング・ツーリズムの振興>

○平成26年10月から実施する免税店（輸出物品販売場）における全品目免税対象化を契機として、百貨店・量販店・アウトレットモール・ショッピングセンターなどの流通・不動産業界や決済機能を担う金融・信販会社、地域の商工会議所・商工会等の経済団体、観光庁・経済産業省等の関係行政機関が連携して、日本でのショッピングの魅力を向上させ、ショッピング大国としてのブランドの構築を図るとともに、その効果を地域に波及させる取組を進める。

- ・免税店における全品目免税対象化を海外に広く周知するとともに、免税店シンボルマーク（『Japan. Tax-free Shop』マーク）の普及・活用により免税店の「見える化」を進め、免税店リストの情報について、JNTO ホームページで分かりやすく効果的な発信を行う。

### 【新規】

- ・地方運輸局・地方経済産業局での事前相談、免税店許可手続の周知、関係団体による免税手続研修の充実等を図り、2020年に向けて全国各地の免税店を10,000店規模へと倍増させる。あわせて、免税販売手続におけるより一層の利便性向上を検討する。【新規】
- ・食品小売業界等に対して外国人向け免税店制度等を周知し、外国人旅行者が地域の農林水産物や食品を購入できる環境の整備を図る。【新規】
- ・外国人旅行者がお土産として日本の農畜産物を安心して持ち帰ることができるよう、①生産地、流通業者、空港管理者等の関係者に対する動植物検疫制度の理解醸成、②就航先相手国に応じた持ち帰り可能な農畜産物に関する具体的な検疫条件等の情報提供、③必要な検疫条件等の整備を図る。【新規】
- ・産学官の連携による「北海道国際輸送プラットホーム」を活用して、外国人旅行者向けの北海道産品の国際宅配輸送サービスを拡大する。【改善・強化】

## <決済環境の整備>

- ・多様な電子マネー・クレジットカード決済端末や決済アプリ等の活用を図りながら、外国人旅行者でも利用できる電子マネーやク

レジットカード、キャッシュカードの利用可能施設を拡大するとともに、利用可能であることの表示を促進する。【改善・強化】

- ・ 外国人旅行者の利便性の向上を図るため、金融機関等において海外クレジットカードで現金が引き出せる ATM の設置に係る取組が順次進められている。今後、更に、このような取組の促進を図るとともに、利用可能な ATM の情報を海外ガイドブックや観光情報サービス等あらゆる媒体にて提供する。【継続】

## (7) 外国人旅行者の安全・安心確保

○訪日旅行中の外国人旅行者が自然災害や事故、不慮の怪我・病気等に巻き込まれる危険に対応して、外国人旅行者の安全・安心を確保するための取組を関係省庁が連携して早急に進める。

### <災害対応>

- ・ 地震・津波等の災害時における、訪日外国人旅行者への初動対応体制を構築すべく、①宿泊施設・観光施設における訪日外国人旅行者への対応マニュアル策定ガイドラインの作成、②IT(アプリ)を活用した訪日外国人旅行者への情報提供システムの構築、③自治体が訪日外国人旅行者への対応を地域防災計画等に盛り込むための指針となる手引きの作成を実施する。【新規】
- ・ ホテル・旅館を避難受入施設として位置づけるべく、民間事業者と自治体との間で利用に関する協定の締結を促進する。また、耐震化を促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいた耐震診断・耐震改修に対する支援を実施する。【継続】
- ・ 大規模地震が発生した場合における滞在者等の安全確保と都市機能の継続を図るため、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画の作成や同計画に基づくソフト・ハード両面の事業を支援する。【継続】
- ・ 全国の拠点駅等に多数存在する地下街について、大規模地震等の発生を想定した天井板等の地下街設備の安全点検や、地下街の防災対策のための計画策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する。【改善・強化】



### ＜不慮の怪我・病気への対応＞

- ・ 外国人患者が、安全・安心に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等が配置されたモデル拠点の整備を含む医療機関における外国人患者受入体制の充実を図る。【新規】
- ・ 訪日外国人旅行者が医療機関に関する情報をスムーズに得るための仕組づくりを行う。【新規】
- ・ 訪日外国人旅行者が自動車事故の被害に遭った場合に、被害者救済を確たるものにするため、自動車損害賠償責任保険に係る保険金支払い手続等が円滑に行われるような体制整備等に関する取組について検討する。【新規】

### (8) 多様な滞在ニーズへの対応と宿泊施設の情報提供の充実

- ・ 外国人旅行者の多様な滞在ニーズに応えるため、古民家・町屋の再生、農林漁業体験民宿や国家戦略特区制度を活用した滞在施設の利用に向けた取組などを促進する。【改善・強化】
- ・ 大規模イベントの開催時に宿泊需給が一時的に逼迫する場合への対応として、既存の宿泊施設以外の施設の活用について検討する。【新規】
- ・ JNTO ホームページにおいて、日本の多様な宿泊施設の形態の魅力を発信するとともに、外国人 FIT 層が必要とする宿泊施設の設備やサービスに関する情報について、個別宿泊施設による共通フォーマットでの情報発信を実現する。【改善・強化】

### (9) 観光産業の人材育成

- ・ 観光産業の現場を支える人材から、高度マネジメント人材まで、多様なニーズに応える人材を育成するため、専門学校、大学、大学院等の教育機関と連携し、これら教育機関におけるプログラムの改善・向上を図り、観光産業全体の質の向上・人材の高度化を図る。【改善・強化】

## 6. MICE の誘致・開催の促進と外国人ビジネス客の取り込み

MICE<sup>\*</sup>の誘致・開催は、国際会議や企業研修等への参加を通じて、国際ビジネス・イノベーション拠点としての日本の都市の魅力を発信することにより、日本へのビジネスの呼び込み、対内直接投資・拠点機能の誘致等を促進する機能を有する。国が、選択と集中により、限られたグローバル MICE 戦略都市に対して集中的に支援を行ってきた結果、既に数千人規模の複数の大型国際会議の日本誘致に結びついており、日本の都市の国際競争力強化に貢献している。

今後、こうした MICE の誘致・開催強化を進めながら、アジア諸国を中心に成長著しいビジネス需要を日本に取り込むべく、ビジネス目的の外国人が訪日・滞在しやすく、ビジネスしやすい環境整備を抜本的に進めていく。

<sup>\*</sup>MICE : Meeting (企業等のミーティング)、Incentive (企業等の報奨・研修旅行)、Convention (国際会議)、Exhibition/Event (展示会・イベント) の総称。

### (1) MICE に関する取組の抜本的強化

#### <取組対象の抜本的拡大>

○これまでの学術会議を中心とした国際会議 (C) の誘致に向けた取組に加え、企業が主体となるミーティング (M)・インセンティブ旅行 (I) 並びに展示会・イベント (E) へ取組を拡大する。

- ・日本の MICE 適地としての優位性を海外に発信する MICE ブランドを構築する。【新規】
- ・国としてミーティング (M)・インセンティブ (I) 旅行の誘致戦略を新たに策定し、誘致を促進する。【新規】
- ・民間企業等と協働して、展示会・イベント (E) への外国人参加者の増加とその地方訪問促進のための旅行商品の造成を促進する。【新規】

#### <MICE 戦略・強化都市への多面的支援>

○選択と集中により、グローバル MICE 都市としての潜在的競争力を

有する都市に対して、集中的に多面的な支援を行い、国際競争力強化を図る。

- ・ 現在7都市のグローバル MICE 戦略・強化都市への支援を深化させる一方で、平成27年度以降は対象都市の絞り込み・入れ替えを行う。【改善・強化】
- ・ MICE アンバサダープログラムの拡充を図るとともに、自治体のアンバサダープログラムとの有機的な連携を図る。【改善・強化】
- ・ 各府省庁がその所管分野において大臣招請レター発出等の MICE 誘致の取組を強化し、当該分野の学会・民間企業・団体に対して日本への MICE 誘致・開催を継続的に働きかける。【継続】
- ・ 在外公館を活用し、海外の国際会議主催者に対する働きかけを強化する。【継続】
- ・ 府省庁会議の枠組みを通じ、上述の各府省庁の取組をフォローアップするとともに、誘致・開催事例のベストプラクティスを共有し、各省の連携・協力を促す。【改善・強化】

#### <MICE の受入環境整備>

- ・ 魅力ある MICE 開催地としての都市機能を強化するため、海外に後れをとる会議関連施設や展示施設、宿泊施設の整備等について、各種取組の検討を行うとともに、官民等の関係者への働きかけ等を実施する。【継続】
- ・ スペース不足が指摘されている国立京都国際会館について、展示施設の整備を行う。【新規】
- ・ ユニークベニューとしての魅力を有する施設・空間の全国各地での掘り起こしを図り、リスト化して海外に向けて発信する。【新規】
- ・ ユニークベニューの開発・利用促進のため、制度の運用上の課題及び対策を整理した事例集をとりまとめる。【新規】
- ・ 地域の歴史的建造物（重要文化財建造物、登録有形文化財建造物等）のユニークベニューとしての公開・活用を進めるべく、公開・活用に資する設備等の整備や防災事業への財政支援を行う。【新規】

※ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

## (2) 外国人ビジネス客の取り込み強化

### <訪日アクセス等の利便性向上>

- ・ 首都圏空港について、2020年オリンピック・パラリンピックやその先を見据え、75万回化達成以降の更なる機能強化に向けた技術的な選択肢をとりまとめた後、関係自治体や航空会社なども参画した新たな場を設置し、機能強化方策の具体化について検討・協議を進める。【新規】(再掲)
- ・ 国際会議等の参加者やVIP等の空港での出入国手続の迅速化を図るため、所要の出入国手続の要員等が確保されることを前提に、その適切な運用方法について検討した上で、これらの者を対象として、平成27年度、まず成田空港・関西空港においてファーストレーンの設置の実現を図る。【継続】(再掲)
- ・ 改正入管法により、出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」(トラステイド・トラベラー)として特定し、自動化ゲートの対象とする新たな枠組みを構築する。【改善・強化】(再掲)
- ・ 首都圏空港におけるビジネスジェットの利用環境整備として、空港内の動線改善(成田空港)や、専用動線の確保(羽田空港)などを行い、ビジネスジェット利用者の出入国やターミナルビルまでのアクセスに係る距離・時間の短縮を図る。【新規】

### <ビジネス環境の整備>

- ・ 特定都市再生緊急整備地域において、外国語対応医療施設等、国際的な求心力を高める都市機能の整備を新たに金融支援の対象とするとともに、官民により構成された都市再生緊急整備協議会が作成する整備計画に位置づけられた国際的ビジネス環境等改善に資する都市機能の向上及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の取組に対して、総合的に支援を行う。【継続】
- ・ 総務省と観光庁が協力して、無料公衆無線LAN環境の整備促進のための体制づくりを行う。【新規】(再掲)
- ・ 上記の体制を活用して、①外国人旅行者の訪問地を念頭においた無料公衆無線LAN環境整備の更なる促進、②エリアオーナーに対

する無料公衆無線 LAN 環境の整備に係る働きかけと先進事例の周知、③海外への周知・情報発信、④一度の登録で複数のシステムにサインインできるアプリの活用促進を含め、外国人旅行者により使いやすくするための認証手続の簡素化、⑤外国人旅行者に分かりやすい共通シンボルマーク（『Japan. Free Wi-Fi』（仮）マーク）の導入による「見える化」の推進等の取組を推進する。【新規】（再掲）

- ・外国人旅行者の多様なニーズを踏まえつつ、上記取組を補完すべく、外国人旅行者が利用しやすい携帯ルーター・SIM カードの貸出・販売サービスの促進や国際ローミング料金の低廉化を通じて、多面的な通信環境の改善を図る。その内、例えば、SIM カードの利用促進については、SIM カードの取得や認証の円滑化等多様なニーズを汲み上げて、外国人旅行者が持参した海外端末で利用しやすい通信環境の実現を図る。【新規】（再掲）

### （3） I R についての検討

- ・統合型リゾート（ I R ）については、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待されるが、その前提となる犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないための制度上の措置の検討も必要なことから、 I R 推進法案<sup>※</sup>の状況や I R に関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進める。

<sup>※</sup> I R 推進法案：特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案